

はじめに

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。練馬区では、まちづくりの理念や基本的な考え方を示した全体構想（平成 13 年（2001 年）3 月）と、7 つに分けたそれぞれの地域のまちづくりの方向性を示した地域別指針（平成 15 年（2003 年）6 月）からなる、練馬区都市計画マスタープランを策定しました。

その策定から 10 年以上経過し、区のまちづくりは大きく進展しました。また、この間に、都市計画関連法令の改正が行われました。また、環境への配慮の必要性や、災害に対する安全性確保の重要性についても一層認識されるようになりました。さらに、平成 27 年（2015 年）3 月には、今後の区政運営の方向性を明らかにした「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（以下「ビジョン」という。）」を策定しました。ビジョンでは、これからの社会をモデルなき成熟社会とし、新たな成熟都市の実現をめざすことが必要としました。

練馬区都市計画マスタープランは、このビジョンのまちづくり分野の計画として、練馬区における都市計画の全体像、個別の都市計画の方針を示します。また、住民と行政がともに進める協働のまちづくりの指針となります。

この「まちづくりカルテ」は、今回の練馬区都市計画マスタープランの改定の方針である「多様な方法で区民の意見を反映する」の一環として開催した区民意見交換会等で寄せられた、都市計画マスタープランおよび区のまちづくりについての区民のご意見等をまとめたものです。

【改定の方針】

社会経済情勢の変化等に対応する

基本的な内容を踏まえ、わかりやすくする

多様な方法で区民の意見を反映する

まちづくりカルテは、以下のとおりに三部構成になっています。

**第1部 区主催による
意見交換会等で出された提案等**

区が主催した区民意見交換会、区政モニター懇談会、まちづくり学生ワークショップで出された意見および提案をまとめたものです。

**第2部 住民グループによる提案等
～行政と住民との協働による
まちづくりの事例集～**

区民意見交換会に参加した区民による自主懇談会が、協働によるまちづくりを推進するために、これまでの事例を分析し、「協働のポイント解説」等をまとめたものです。

**第3部 まちづくりセンター主催による
ねりまちコレカラ集会で出された
提案等**

練馬まちづくりセンターが住民主体のまちづくりの方向性を検討するために開催した「ねりまちコレカラ集会」で出された意見および提案を「住民主体のまちづくりのコツ」としてまとめたものです。

都市計画マスタープランの変更にあたっては、区民のご意見等を練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会、練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会での検討の際に参照し、反映しました。

まちづくりの実現にあたっては、様々な主体が互いに協力・連携して進める必要があります。このまちづくりカルテは、今後、区民・事業者・区が協働でまちづくりを進める際の参考とします。

「まちづくりカルテ」について

「カルテ (karte)」には本来、『診察簿 (大辞林より)』という意味があります。

都市計画マスタープランの策定では、全体構想 (平成13年3月) に続き、地域別指針 (平成15年6月) の検討を約2年間かけて行いました。検討にあたっては、130人を超える住民が参加するブロック懇談会を設置し、住民と行政の協働による指針づくりを行いました。

ブロック懇談会では、参加者自らが2年間の成果を「地域カルテ」としてまとめました。地域カルテには、まちの現状や特性、課題の分析およびまちづくりについての提案が記載されています。地域は、参加者が共有できる鉄道駅を中心とした範囲 (疑似的な生活圏) で分け、7つとなっています。

この「地域カルテ」の「カルテ」を継承して、改定都市計画マスタープランについての区民の意見、提案をまとめた本書を「まちづくりカルテ」としました。本書には、まちの課題や解決のための提案、まちへの思いやまちづくりのアイデア等、まちづくり全体に関わる様々な意見や提案を掲載しています。